

豊中市消防職員体力練成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市消防計画第5章教育訓練計画に基づき、消防職員の体力練成及び体力管理に関して必要な事項を定め、消防活動その他職務の適正な執行に必要な体力の維持向上に資することを目的とする。

(所属長等の責務)

第2条 所属長その他の管理又は監督の地位にある者は、この目的に従い、消防職員に職務の遂行に必要な基礎体力を常に維持向上させるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 消防職員は、この要綱に定めるところによるほか、平素から自主的に調和のとれた基礎体力の維持向上に努めなければならない。

(体力練成管理者等)

第4条 体力練成を効果的に推進するとともに、体力管理体制の強化を図るため、災害対応所属（指令情報課は除く。以下同じ。）に体力練成管理者及び体力練成指導者を置く。

- 2 体力練成管理者は、警備司令の職にある者をあてる。
- 3 体力練成指導者は、次に定めるところにより、別表に掲げる者のうちから、署長が指名する。
本署及び出張所は、各警備担当それぞれ2名以上を指名する。
- 4 消防長は、体力練成指導者を養成する。

(体力練成管理者の責務)

第5条 体力練成管理者は、体力練成指導者を指揮監督し、次の事務を処理する。

- (1) 体力練成及び体力測定の実施に関する計画等の策定
- (2) 災害対応所属の職員（以下「職員」という。）の体力練成に係る目標設定の指導
- (3) 職員の体力状況及び健康状況の把握並びにこれらの指導
- (4) 体力練成の種目及び方法の企画
- (5) 体力練成施設及び体育器具の保全、管理
- (6) 体力練成の実施に伴う安全管理
- (7) 体力練成実施状況の管理
- (8) その他体力練成の実施に関し必要な事項

(体力練成指導者の責務)

第6条 体力練成指導者は、体力練成管理者の指揮監督の下に体力練成に関する、次の事務を処理する。

- (1) 体力練成の実施に関する計画（案）等の策定
- (2) 職員の体力状況及び健康状況の把握並びに体力練成管理者への報告
- (3) 体力練成の種目及び方法の企画
- (4) 職員の体力練成及び体力測定の指導
- (5) 体力練成施設及び体育器具の保全、管理
- (6) 体力練成実施に伴う安全管理
- (7) 体力練成実施状況の記録
- (8) その他体力練成の実施に関し必要な事項

(体力練成推進会議)

第7条 体力練成の指導に必要な知識及び技術等の調査研究を行うため、体力練成管理者及び体力練成指導者で構成する体

力練成推進会議を設ける。

- 2 会議の長は、警防課長とする。
- 3 会議は、年1回以上警防課長が招集する。

(体力練成の指針)

第8条 署長は、次年度における体力練成に関する指針を示す。

(体力練成の年度計画)

第9条 署長は、体力練成管理者に体力練成が、科学的かつ合理的に実施されるよう年度計画を樹立させる。

- 2 体力練成管理者は、前項の計画を樹立する場合は、体力練成指導者に意見を求め計画に反映させる。

(年度計画の報告)

第10条 署長は、次年度における体力練成計画を3月末日までに体力練成実施計画報告書(第1号様式)により、消防長に報告する。

(体力練成の対象者)

第11条 対象者は、体力練成の時間に勤務する職員とする。
ただし、固定勤務者及び体力練成の時間帯に救助特別訓練を実施している者は除く。

(体力練成の種目及び方法)

第12条 職員の体力練成は、体力練成管理者及び体力練成指導者が適宜企画し、実施する。

(体力練成の実施時間)

第13条 当務日における体力練成は、原則として16時から17時までの1時間とする。

(体力練成の実施方法)

第14条 体力練成の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 警備司令又は出張所長は、体力練成の実施時間に勤務にあたっている職員を集合させる。
- (2) 警備司令又は出張所長は、体力練成を行う職員の点呼をとり、健康状態の確認を行う。
- (3) 体力練成指導者は、職員の年齢、体力及び健康状態を考慮した体力練成の種目及び内容を決め、実施させる。
- (4) 職員は、健康状態により体力練成を行うことができないときは、あらかじめ警備司令又は出張所長に申し出る。また、体力練成実施中、体調が思わしくない状態となったときも同様とする。
- (5) 警備司令又は出張所長は、体力練成が終わったときは、職員を集合させ、点呼及び健康状態の把握を行った後、解散させる。
- (6) 警備司令又は出張所長が不在時は、あらかじめ体力練成管理者の定めた者が代行するものと読み替える。

(安全管理)

第15条 体力練成管理者等は、体力練成の実施に際して、次に定める事項に留意し、安全管理に努める。

- (1) 職員の健康状態及び疲労度
- (2) 体力練成施設及び体育器具
- (3) 運動内容及び運動強度
- (4) その他予測される危害発生要因の排除

(実施結果の報告)

第16条 体力練成指導者は、月ごとの体力練成実施結果について、翌月の10日までに体力練成実施結果報告(第2号様式)により、署長に報告する。

- 2 体力練成管理者は、半期ごとの体力練成実施結果について、翌月の15日までに体力練成実施結果報告（第3号様式）により、署長に報告する。

（体力測定の実施）

第17条 署長は、職員の体力状況を把握するため、原則として年2回体力測定を実施する。

（体力測定の報告）

第18条 体力練成管理者は、体力測定の実施結果について、署長に報告する。

- 2 署長は、年度内に実施した体力測定の結果について、3月末日までに消防長に報告する。

（適用の除外）

第19条 署長は、体力練成等を実施させることが不相当と認め、実施することが困難な職員にあっては、第11条及び第17条の規定を適用しない。

（委任）

第20条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17.9.1から施行する。
- 2 豊中市消防職員体力錬成規程（平成9年3月21日消防長訓令第4号）は、廃止する。

附 則

（平成18年10月20日 豊消総第295号消防長通知）

この要綱は、令達の日から施行する。

別 表

	体力練成指導者としての資格の種別
1	大学，短期大学，消防学校又は公的専門機関にて体育の専門課程を終了した者
2	消防長が体力指導者として適任と認めた者

第1号様式

年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

体力練成実施計画報告書
年度体力練成実施計画は、下記のとおりです。

記

項目 月	柔 軟 性 トレーニング	筋力・筋持久力 トレーニング	心肺(全身) トレーニング	総 合 トレーニング	体力測定
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
備 考					

※ 記入方法

実施月に、各項目を何日するか予定日を記入する。

第2号様式

年 月 日

消 防 署 長 様

第 係
体力練成指導者
印
印

体 力 練 成 実 施 結 果 報 告

月中の体力練成実施結果については、下記のとおりです。
記

計 画 日 数	日	当 務 職 員 数	名
実 施 日 数	日	参 加 職 員 数	名
未 実 施 日 数	日	不 参 加 職 員 数	名
未実施日の理由内訳		不参加職員の理由内訳	
		固定勤務者等 (休憩含む)	名
		災害出場	名
		体調不良	名

第3号様式の2

平成 年 月 日

体力練成実施状況

	1 部	2 部	3 部	1 部	2 部	3 部	1 部	2 部	3 部	1 部	2 部	3 部
実施計画時間	時間											
実施時間	時間 分											
未実施時間	時間 分											
参加者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
不参加者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

提出先 様

平成 年 月 日
提出者

体力練成実施記録表 (月分)

3部

日付	当務員数	参加職員数	不参加職員数	不参加理由 (理由別人数)	
日	名	名	名	固定勤務者等 体調不良 名	災害出場 名
合計	名	名	名	固定勤務者等 体調不良 名	災害出場 名